

## 歴史は、いのち共同体のたえざる再構築なり（2）

永安 幸正

### 目次

- （五）歴史は、どんなリーダーを求めめるか
- （六）歴史論を踏まえて二十一世紀の日本国家像を描く  
〈資料〉 憲法第九条問題——平和の理想と歴史の現実との間の橋渡しを  
〈資料〉 大日本帝国憲法と日本国憲法の比較——天皇及び自衛についての国民の権利義務——
- （七）地域共同体造りは可能か——民族移動問題はどうか——

キーワード…歴史、リーダー、日本国家像、憲法第九条問題、天皇

### （五）歴史は、どんなリーダーを求めめるか

次に、国家の指導者をどこから供給するか、という問題がある。これが民主主義とかわる問題である。日本の明治維新の例では、下級武士が、しかも反徳川の諸藩しよはんの出身である下級武士が、枢要すうような地位を占し

めた。それには理由があった。まず、徳川体制に郷愁を懐く者では、その体制を否定するような、十分思い切った改革は実行できない。徳川に弓引いた藩の出身人物が、主として維新の先頭に立つのは、けだし当然だったのである。

この点、日本の明治維新期におけるリーダーシップの在り方には、興味深い特色が含まれている。

まず、明治天皇という不世出のリーダーの存在と意味である。明治天皇については、ここで軽々しく論じることとはできないが、明治天皇の養育・成長の過程を拝見すれば、あたかも遙か紀元前、古代ギリシャの哲学者プラトンが『理想国』で描いた「哲人」のそれにも比すことができる。礼を失うことは、礼を失うのであるか。

また、薩摩の大久保利通、木戸孝允とならび、維新の三傑と謳われながら、明治維新政府から脱退し、あまつさえ弓引き「西南の役」(一八七七)を起こして鹿児島島の城山に散った西郷隆盛をどのように評価するか、という問題もある。

西郷さんは、おそらく維新の英傑の中では——いまなお——国民に最も人気が高いといつて過言ではないだろう。明治天皇に殉死し乃木神社に祭られている人格高潔な乃木大将も、国民的人気という点では、大幅に西郷さんに先を譲る。西郷さんは上野の公園に銅像が立っていて、夥しい数の修学旅行生が参観する、というだけによらないものがあるのであろう。

われわれ日本人には、源義経がそうであるが、どうも勝者の英雄よりも、悲劇の英雄の方に惹かれる傾

向があるのではないか。

維新の改革と建設を成功裏に遂行させたリーダーとしては、一人だけ挙げて終わるわけにいかないが、政官界では薩摩の大久保利通、長州の木戸孝允、土佐の板垣退助、佐賀の大隈重信など、一群の人物が業の分協よろしく見事に力を合わせた。軍でも優れた人物が出た。また、中津の福沢諭吉や深谷の澁澤榮一のように、在野の偉材も働いた。

日本の明治維新に、「リーダーシップのオーケストラ」を見る思いがするのは、私だけではあるまい。

注目すべきは、彼らは、国学として、日本の伝統を踏まえて天皇を中心とする「国民統合の哲学」（国家哲学）を共有していたから、藩に分かれて対立する封建哲学——武士道——を体得しつつ、それを乗り越えることができたということである。

天皇への忠誠を説く国学の思想は、それまでの君主どまりの封建哲学には存在しなかった。国学というものが、国家維新という創業期の哲学として、時代の要求に合ったのである。それは、天皇を中心とする郡県的な中央集権の哲学である。ただその後、日本の政治が変質し、一九三〇年～四五にかけての軍部や一部の人々の独走という「昭和國家の悲劇」を生み出したことは周知のことである。

日本の場合、下級とはいえ、武士出身の者は優れた教養があり、強烈な人格エネルギーも所有し、藩のなかの組織で訓練して忠誠心豊かであって、武士道に基づく宮仕への道もよく心得ていた。彼らは新たな組

織造りとその運営には格好の人材であった。

下級武士は、一方で、武士階級の上層部の性質も体得しており、それがリーダーシップというものの勤務所を知るゆえんとなった。他方で、農民以下の階層の苦しい実態を上層武士よりは深く理解していたから、維新後の政治のツボを弁えていたわけである。多くの国で、革命を成功させるリーダーの出身階層とは「中の下」のそれであり、上、下の両極ではない。

国家の建設とか改革というような大事業に当るには、「ぼっちゃん政治家」では困る。親の威光を背にする者とか、劇場政治——恰も劇場で演劇のように見せ物的に行われる人気取り——の政治家ではなく、現実主義の人物でなければならぬ。着実なビジョンと、誠実な品格と、不屈の意志と、組織運営技能を備えるべきである。

薩摩藩のように、鎖国の中でも幕府に反抗した藩は、幕府の禁令を破ってひそかに外国と交易を図り、また欧米帝国主義と幾度か戦争をしたりして国際感覚にも富んでいた。それゆえ、維新後の新政府での文明開化、殖産興業、富国強兵と国民教育に応じる才豊かな人物を輩出した。

例えば、早稲田大学の創立者ともなった人で、佐賀、鍋島藩の出身である大隈重信（一八三八〜一九二二）は、青年時代に長崎に留学し、後に外交交渉でイギリスの公使パークスと互角に渡り合った人材であった。薩長土肥はそうした人材に富んでいた。

日本では、古来、歴史を創った人々としては、渡来組（お雇い外国人）か、外国留学組が、ともに圧倒的

な働きを演じたことを忘れてはならないだろう。

以上は、リーダーを生む母体の問題であるが、次にリーダーの型と質が問われる。維新当時の人物世界では、明治天皇は別格として、国民の代表としては、西郷隆盛（一八二七―七七）と大久保利通（一八三〇―七八）の二人は、好対照の人物であったといえるのではないか。

西郷は海外を見聞していないが、大久保は外国を回って帰朝した。西郷は感性と決断の才、大久保は理性と実行の才に富む。他の条件にして等しければ、この二種類の才能の結び付きが、どこの国でも改革を成就させるもののようなのだ。（下程勇吉編『日本の近代化と精神的伝統』廣池出版）。

もう一人、長州の桂小五郎・木戸孝允（一八三三―七七）はどうか。彼も西郷、大久保の二人とほぼ同じ頃、明治十年代前期に生涯を了るのであるが、木戸は長期的な物の見通しに卓越していたと言われる人物であった。西郷は道を開拓するブルドーザー役であり、木戸は方向を見定める展望者・指令塔であり、大久保は実務処理者であったといえるであろう。

東アジア大陸・中国の社会主義革命では、天によって毛沢東（一八九三―一九七六）に配された周恩来（一八九八―一九七六）という逸材が想い起こされる。周恩来と異なり、毛沢東は若いときに海外を見ていない。そして、鄧小平（一九〇四―九九七）という現実主義者かつプラグマティストが、追放から蘇り指導性を発揮した。彼も留学してフランスを知っていた。他方、インドでは、ネルーという超エリート亡き後、

どうも指導者に、良き材を得ていない。

民主主義とは、「よきリーダーを選出するための仕組み」に外ならない（J・A・シユムペーター）。民主主義は、どういうときにうまく働くのか。これは永遠の問いのようだ。

そしてわれわれは、「歴史の創造」を創造するには、あくまで自己自身を喪ってはならない。喪うと他者に呑み込まれて自己が減ぶ。

歴史は、自己自身を失わず、異なるものと交流する、という形での新結合を通じて、はじめて創造されるのである。外国排斥の純粹培養の文化では、弱い者しか育たない。また、自国の否定と外国への完璧な服従もまた無効である。

自己の歴史を完全に消し去って舶来物、例えば西洋的自由主義やマルクス主義という「借り物」だけで維新を行う、という企ても無理である。

第二次大戦後の多くの植民地独立国のリーダーと民衆は、この点で知恵が足りなかった。すぐに自由民主主義か、共産主義が実現できる、と勇んで性急に足を踏み出した。そして殆ど失敗した。もつとも、各地は西洋の植民により荒され、伝統すら根こそぎにされていたが。

願わくば、伝統を生かしつつ外来物を求めたい。そうした異質の物との新たな結合を「イノベーション」（維新・新結合）という。未来への教育の要諦もここにあるといえよう。

世界的にみると、インドでも中国でもその他の国でも、革命世代のリーダーは粗方この世を去ったから、これからの二十一世紀の発展を図るには、一層新たな指導者を供給しなくてはならぬ。そのために、どんな方法を作り出すが課題である。企業でもそうだが、国家は、新たな発展段階毎に、それに相応しい人材を養成し準備しなければならぬ。さもなければ、どうにか離陸だけはできたとしても、成層圏での安定飛行には移れない。

唐の時代、先人は、

「創業と守成はいずれが難きか」(『貞観政要』)

と尋ねた。ともに難しいか、創業は易く守成が難しいか。その逆か。皆さんのお答えはいかに。

争いの解決という側面では、近代日本の明治維新のプロセスは、世界の標準を超えて平和的であった。むしろ、だからといって、決して大砲の音もせず火薬の臭も漂わなかったというような、完全無血の変革ではなかった。前後に幾度か激しいいざこざが起ったのである。会津の白虎隊、長岡藩の戦いなど、各地に小競り合いがいくつかが発生した。歴史では、それを見逃してはなるまい。

佐幕方の長岡藩、会津藩などは、朝廷側の薩長土肥勢力を中心とする官軍に敗れ、後々、藩士たちはかなりひどい仕打ちを被った。例えば、会津の人々は、青森県の下北に追いやられた。今そこに足を運ぶと、佐幕方であった人々の苦難の跡が偲ばれるが、彼等は「会津さま」と呼ばれて、地下の人々から尊敬されている。斗南藩がそれであった。

すべからく改革というものは、既得利益の廃止と組み替えであるから、一旦はどうしても犠牲者、反対者が出るものである。問題は、改革の後にその犠牲になった人々も包み込んで、国民全部をよりよい状態へと高めることができるかどうかである。

この観点からいって、建武の新政と比べて、明治維新は概ね成功であった。しかも、敵や敗者の魂までも悪魔のそれと決めつけて、いつまでも放逐するというような文化を、われわれの先人たちは知らなかった。そういう文化は低次元の、おぞましい文化ではないか。

政府に反抗した西郷さんも、十二年の後、維新政府によって名誉回復が行われた。(田中惣五郎『西郷隆盛』吉川弘文館、昭和三十三年)

日本では、怨霊を鎮めるために、敵を許し敵の魂を神や仏として祭祀するという風習がある。菅原道真(八四五―九〇三)が天神様として祀られたようにである。これは日本型仏教の精神ではないか。日本ではそれが幸いした。法隆寺は怨霊鎮魂の寺院であるという。神道形式ではあれ、靖国神社(一八七〇年建立)も、幾分そういう意味を担うといえる。

ある人たちの意見によれば、中国には、「敵の魂は永遠に許さないぞ」という死者文化が存在するという。ならば、今日の靖国問題は、文化の違いだから、「永遠の謝罪の繰り返し」によっても解決できない。それ



では、到底中国などとの間で東アジアの共同体は、成立しえないであろう。

中国と日本の比較でなく、欧米と日本の比較を試みても、特に戦争と人間についての、生と死についての、捕虜やゲリラについての考え方の違いは大きい。この点は、鯖田豊之『戦争と人間の風土』（新潮社）が有益。

さて、途中にこうした反抗と犠牲者を生み出すことをも厭わず、人類がリーダーを選び直しつつ、地方の小さいのち単位が集まって、より大きな単位の国を造る。なぜか。それには、理由がある。

つまり、小さい人口集団同士の間境界線を取り払うと、より広い範囲で、より質の高い種類の、豊富な生産と交易が可能になるからである。他国他邦で収穫されるものを、お互いに交換し合って豊かな生活を実現させるからである。リンゴの採れない南の国の人が、自分たちのバナナと、北の国のリンゴと交易できるようにするのである。

こういう理由で、市場というものがグローバルに発展する。市場は国家の歴史とともに歩んで来た。織田信長の樂市・樂座の政策は、市場造りであって、紛争解決法の基本の一つであった。

温帯に位置する日本でも、例えば花屋さんにならぶ花の種類が格段に増えたが、それは熱帯の花を輸入する農産物自由化のお陰である。農薬問題で何かと物議を醸すが、外国野菜や畜産物などの輸入も、その例である。石油の出ない日本でもこんなにもふんだんに石油を使えるのも、拡大した自由な交易のお陰である。

人類の歴史は、確かに「いのち活性化」のための交易自由（化？）の拡大の歩みであるといえる。その拡大は国境という境界線の緩和である。願わくばそれが戦争と征服でない方法によって行なわれるのが望ましい。ただ皮肉にも、現実には、歴史における自由の拡大は、戦争によるところが大きいのである。戦争とは、武力交戦を通じて、一挙に利害の組み替えを行う方法である。

歴史は、人間のどうしようもないかに思える性（さが）の存在を教えてくれる。そして、同時に争いの記録を通じて、その性（さが）を突き抜ける道をも、暗示しているのではないか。それはどのような道であろうか。歴史を学びながら考えようではないか。

これから二十一世紀の現代には、グローバル市場、それに生命科学と、情報革命という新たな科学技術が開く。そしてそれは新しいフロンティアにつながる。それを国力の基礎として、米国と中国という二つの大国が日本に変革を迫ってきている。米語と中国語が、東アジアでは国際語になるだろう。

国民を超える人類という大規模ないのち集団が、その内部にどのようなようにして国民集団をつくり、共生すればよいか。この新しい問いに、われわれは直面している。世界人類は、未来に向けての新しい歴史物語を書かねばならない。日本国民といういのち集団も、その中に伍して、もう一度、復古と維新の統一的な物語を描かねばならない。誰でも、その作家になることができる。そして、どんな物語を書くか。

（六）歴史論を踏まえて二十一世紀の日本国家像を描く

このノートが最初に目論んだ範囲を超える課題だが、日本国民としては、いよいよ日本の国家改革の考察を避けて通るわけに行かなくなってきた。それには三つの点が浮かび上がる。

第一に、一九四五年の敗戦とマッカーサー改革もたらしたとされる宿題・PTSD——すべてが疑問であるのではないが——現代日本の病理の原因を取り除くこと。

第二に、少子化・高齢化する社会の国家原理・憲法を確立すること。

第三に、現代のグローバル化する人類世界が求める新たな要請に応える世界戦略を立てること。

日本はこの三重にわたる国家改革を遂行しなければならないのである。

われわれは、二十一世紀の新しい日本をいかに設計し建設するか。この課題に、私も自分自身の知性と感性と責任において、答える義務があると思うに至った。

歴史の議論というものは、将来に向けてのこの課題に対して、確たる方向性を指し示すものでなければならぬ。国家の危機の時には、はじめに述べたように、国民は一人一人危機の哲学者になるとともに、さらに国家改革論者ともならねばならない。

そこで、私も、自身の責任において、以下のように、日本の国家改革の見取り図について、原理的、原則

的な要点を提案してみたい。皆さんのご意見を、是非とも、寄せていただきたいものである。

① 国家の歴史的、文化的な個性の保持——象徴天皇元首制——

古代の先人が『古事記』と『日本書紀』において言祝ぐところの「建国の神話」を今日に継承していく。しかし、その精神を平和的に解釈し、独善的・排他的なショービニズムにつなげてはならぬ。そして、祖国の文化的伝統を断絶させる根無し草的なコスモポリタニズムでなく、謙虚で自律的なナショナリズムを作り、それに基づく国家国民哲学を堅持する。

国民集団の在り方は、それぞれの長い歴史背景を抜きにした空中楼阁として設計することは無理なのである。

改革の精神的中軸は、皇室に象徴される文化的役割を中心として、神道、儒教、道教、仏教というようなものを——その他の世界的レベルの良質の信仰や哲学も含めて——合体した伝統精神を継承し、明治以後導入した西洋文化も合わせて、普遍的かつ個性的な文化体系を樹立することにある。

皇室には、こうした日本の歴史と文化の枢要な本質が保持されているのである。

そして、文化的政治的な意味での国家元首は、世襲の天皇とする。天皇は、国民の価値統合の象徴的な現者として、憲法に規定する。英国の女王と同様に、女性天皇も認める。

② 国家主権及び国民の権利義務

政治的・法律的な意味での国家主権は、国籍を有する国民の「全体」に淵源するものとし、国民全体はその国家主権を国民の代表を通じて行使し、国家は立法、行政、司法という三権分担——敵対的な分立ではない——の機関を有するものとする。

国民各自は、基本的権利を有し、かつそれと不可分に対応する基本的義務を有する。

まず、国民各自の基本的権利というものは、天地自然が可能性として恵んでいるものであり、その意味で自然権であるが、現実には国家生活により実現される性質のものである。他国がわれわれ日本人に直接保障するものではない。

基本的権利は次のものから成る。

一、地球環境と国家の領域——陸・海・空——を利用し、生命・身体・幸福を追求する自由からなる自由権

二、健康で文化的な生活を国民相互に保障し合うという正義と愛を実現する社会権

三、国政に参画する参政権

次に、国民各自の基本的義務とは、国家と人類社会の公共的価値を実現するための国民各自の義務であつて、次のものから成る。

一、安全保障に参画する義務

二、地球環境の保全に努力する義務

三、国民の富を増加するための労働の義務  
 四、国家公共財の供給と維持のための納税の義務  
 五、各人の人間としての進化を目指す学習と教育の義務  
 基本的権利は、この基本義務の遂行を通じて実現する。憲法ではこういう権利と義務の根本を明確にする。

③ 自衛及び人間の安全保障のための軍隊の保持——憲法第九条の改正——

国家は自衛権を有する。当然、個別的自衛権のみならず集団的自衛権をも有し、人間の安全保障のための軍隊を保持する。軍隊は行政府に所属する国家機関とし、統帥権の独立というような規定は設けず、軍の統帥は行政府の長たる首相の権限に属するものとする。

④ 家・家族共同体の堅持

国民は、裸の個人というより、祖先伝来の生命を受け継ぐいのちの継承者である。したがって、家族は祖先、夫婦二人、その子、つまり親と子の共同体である。しかし、それに留まらず、いのちの継承者の生活共同体であり、国民生活の基礎単位——肉体的、精神的、そして霊的な共同体——である。

結婚、相続については、この家族の基本精神を踏まえるように制度を定める。夫婦別姓は離婚増加につながり、健全な家族の絆を危うくするものであり、採用しない。

家・家族の問題は、しかし、日本の国家社会においては、少子化が進み、そうになると、「跡継ぎが居ない」という家族の割合がますます増加するであろう。また養子をもらうにしても、子供・青年が少ない上に、「養子に行く」という觀念が嫌われるものとなり、結局、現在の家系の約半数が途絶えるということになる。これは、有史以来、日本社会の一大有事である。

この問題は根本において、生物的な現象であり、制度作りのみでは対処できない性質のものである。総合的な取り組みが行われないならば、中国はじめそのほかの外国からの移民が急速に日本社会を揺るがす事態となろう。

もともと、文化のレベルでは、われらが最大の古典である記紀でさえ、外国からの渡来の人々の力なしには編纂されなかった。列島の文化は、そもそも内外混合のものであることを、自覚すべきなのかもしれない。

東アジア共同体といって、「共同体」に弱く、そのスローガンに「コロリ」と参ってしまうのが日本人。一時に、ウジャウジャ、ゾロゾロ、他民族が移住してきたらどうするか。

⑤国民の義務教育と生涯学習——教育基本法の改正——

国家は、次世代を担う国民のために、義務教育を行う。その方法は公立もしくは私立学校による。また、国家は、生涯学習について十分な機会を保障する。

義務教育の基本指針は、祖国の歴史と文化を尊重し、公共心の涵養を重視した個人の人格の完成と、そのための徳育、知育、体育を調和的に配置するものとする。教育基本法は、このような趣旨を組み込んだものへと改正する。

人格とは、元々、神仏の似姿として神仏との関係で考えられるのであるが、国民教育ではそこまで踏み込まず、「国民としての人格」を考えるようにする。

#### ⑥ 国家機関の役割の限定——スリムで効率的な国家へ——

国家機関の役割の種類と規模は、「補完性の原理」に基づいて可能な限り限定し、国民が自発性を発揮できる国家とする。行政機関としての中央政府の権限は、可能な限り地方分権とする。

国民は過剰な甘えの心理を乗り越えて、自律的精神を強化し、国家を甘え合いのための組織としない。

補完性の原理とは、他のところでも述べたが、繰り返せば、次のような原理を指す。まず、個人は一つの人格としては独立自由な存在であるが、個人は地域社会、学校や会社などの組織、国家、そして地球全体の人類世界というように、小さい規模から最大規模までの共同体（コミュニティ）に所属する。しかも、すべての共同体は歴史的背景を有するから、われわれはいくつもの歴史の共同体に住む。

個人の人格を十分に発展させるために、家族は個人でできないことを受け持ち、地域社会は家族でできないことを受け持ち、学校や会社は家族にできないことを受け持つ。国家は、以上の、より小さい共同体ができないことのみを受け持つ。



こうして、より大きい範囲の共同体は、各々の人格と、より小さい共同体を抑圧せず、その役割を補完することだけに専念する。

結局、すべての共同体は、個人の人格を尊重するように働き、また個人は、他の個人の人格を尊重し、かつ自分が所属するあらゆる共同体の働きに奉仕する。これが補完性の原理というものである。これは人格を圧殺することなく活かし、地方自治を導き、全体主義に陥らない共同体原理である。

#### 〈資料〉憲法第九条問題——平和の理想と歴史の現実との間の橋渡しを

ところで、内容は日本だけにかかわるものではなく、世界各国にかかわるものだが、かつて一つの興味深い憲法対談が行われ、その記録が公表されている。それを参照し、また皆さんにもご紹介したい。

欧米の憲法論に造詣の深い進歩的憲法学者・小林直樹（当時は東大教授）と、日本国家論にも雄大な研究視野を提出される破格の哲学者・上山春平（当時は京大教授）というご両人の間の対談である。（上山春平

『対話・日本の国家を考える』徳間書店、一九八五年）

ちなみに、この対談は一九六八年に行われた。翌六九年には、東大の安田講堂事件があるなど、時代は東大紛争のさなかであり、私も大学院に在籍していて、その紛争の渦中であって、当時の記憶は生々しい。

上山、小林のご両所は、私より一世代ほど上の方であり、私はその主要著作を買い求めて読んで来たか

ら、私の思想はそれに多大の刺激を与えられたのであり、一面、自分もまさにこうした同時代の思考の空気を呼吸してきたのだな、と思いき起こして感慨深いものがある。この対談は記念碑であり、その後三十年間に及ぶ憲法論の原理的な論点はここに出尽くしている、といつてよい。

さて以下に、対談のさわりの一節を直接引用させて頂こう。

小林 ……第九条の読みなおしを深めていくなかで、出てくるむずかしい問題は、国の自衛権とその自衛のための手段の放棄とはいかなる関係にあるかということですね。……大部分の憲法学者が解しているところでは、日本は自衛権はあるが、それにもかかわらず軍備はもたない、それが第九条の軍備放棄の立場だとされています。

上山 ……自衛権を認めて、自衛の手段を認めないというのはおかしい。

小林 自衛権はもつがその手段はもたないという考え方は、十分成り立つんじゃないですか。そういう見解には、かりにある種の侵略状況が生じたと仮定した場合でも、国民の自由や生命を守るという点では、軍隊による戦闘は役に立つどころか、むしろ禍害のほうが大きいだろうという認識がいっぱうにあり、他方では、抵抗にも戦争以外の方式が考えられるし、むしろそのほうがベターだという見方もあるわけです。(下略)

上山 ……問題になるのは、主権の完全な確立を前提とすることができた時代と現在との事情の変化です。さきほど小林さんが指摘になったとおり「主権の制限」が事実上起こりつつある。こうした主権の制限をもっともラジカルに規定したのが日本国憲法だと思ふのです。ですから、ある意味では、日

本国憲法は「もし国際連合が完全な仕方では機能するとすれば」という仮定に立つて、国連という超国家的な機関に、武装自衛権という国家主権の重要な部分を委任してしまったいわば「半主権国家」の憲法だと思ふのです。……委任統治地が統治国に、植民地が宗主国に主権をゆだねたように、第九条は国連に主権をゆだねた半主権国家の規定なのです。日本国憲法はそういうかたちの憲法としか解せられない。当時のアメリカの意図がどうであれ、私たちはその入れ物に中味を入れていけばいいのですよ。これはあらゆる意味で破格の憲法であり、それだからこそ人類の理念が第九条にはじめて実定法化するということが起こったのです。（一六〇～一六二ページ、ルビ追加）

以上で議論された点は、次の通りである。

- ① 人類史において、国家主権の制限が起こり始めている、という前提が存在する。
- ② そのような状況において、日本国憲法では、日本が国家として自衛権は有するが、それを行使する上では、武力的な手段は持たず使うこともない、と規定する。
- ③ 国際紛争を解決する上で、武力が必要であるような場合には、国連に——あるいは憲法前文に書かれているように、好意的な諸外国に信頼して——紛争解決の行動を依存することにしている。
- ④ 非武力的な手段方法によって、自衛のための行動を行うことは、もちろん放棄しない。

なお、国家主権の制限とは、当時の欧州共同体（EEC、EC）などに見られる新たな傾向である。「絶対譲りえない不可分の主権があるという近代主権国家の観念は、もはや決定的に変わりつつある」（一三二）

ページ) という事態を指す。むろん、こういう主権制限の傾向を「過大に評価」することはできないが……。

また、この対談では、自衛権といっても、一国的つまり個別的な自衛権のみが議論されているとみてよい。集団的な自衛行動の問題については、集団自衛権があるのかないのか、あっても行使できるのかどうかは、以上の対談の引用箇所では表向き議論されてはいない。

さらに、東西冷戦構造が崩れた今日では、国連主義と、日米安保条約のような二国間の、あるいはNATOやEUのような複数国間の安保条約との、兼ね合いをどのように理解するかという問題が、新しい意味を帯びて復活している。日本でいえば、国連主導か日米同盟かという問題がそれである。

現代、誰しも人類社会の紛争を解決するに、必ず武力をもってしなければならぬ、それしかあり得ない、と考える武力愛好論者はもはや居ないであろう。できることなら、核兵器など含めて、損害の大きい武力でなしに、損害の少ない方法によって平和を維持したい、と考える筈である。

しかし、国連機関とか諸外国に信頼し、解決策を委託することができない事件、例えばテロや拉致などが起こるといのが、現実の人類世界ではないだろうか。

また、国連の行う正当な安全保障行動―後の章に述べるが、新しい「人間の安全保障」という国連の考えを含めたもの―に必要なばあらゆる手段方式をもって参画することは、国連加盟国として当たり前の義務であろう。その手段の中に正常な武力的手段を含めなければ、有効でないことも明らかである。

現代世界では、戦闘行動が行われて安全なところでないときにこそ、日本も平和確立のための行動に参画しなければならぬのであって、まともな責任感のある国家・国民ならば、そのための——当然、武力を含めた——あらゆる正当な手段を準備し、犠牲的行動にも進んで献身しなければならぬのではないか。

この意味で、これからの「新たな日本の憲法」では、単に自分の国を守る「自衛」という狭い利己的目的を巡る議論を超えて、積極的に「人間の安全保障」に貢献するためにも、第九条のような「利己的で一國平和主義的な独りよがり」の自縄自縛は、日本国民として、もういい加減、脱却すべき時代なのではないか。

日本国憲法の第九条は、結果的には、国際紛争解決に献身するという点で一見理想的に見えて、全く独りよがり、他者依存で、「火中の危ない栗は拾わない」という卑怯な態度を、日本国民の心の中に醸成する効果のみを生んで来ている。

また、少なくとも自衛という狭い国益の面できえ、幾つかの領土問題——北方、竹島、東シナ海など——を手を拱いて放置する、という効果を生んでいるのである。

一朝有事の際に、いのちを懸け、武器を取り、祖国防衛に馳せ参じるといふ覚悟をもった日本人は幾人あるだろうか。かくいう私も戦後育ちだから、白状すれば、「覚悟は」と問われれば、一端たじろぐかもしれない。これは、決して侵略主義を宣伝しているのではない。危うい現実の中でどうにか理想主義を貫くための道を尋ねようとしているのである。

人類の理想と、日本を取り巻く現実との間の、橋渡しのための工夫が、われわれ日本人は足りないのではないか。一九四五、六年頃、日本国憲法の改正案が「一週間というどきくさの間」に作文され、かつまた、その後の国民への憲法教育が空想的な理想の面に偏っていたのではないだろうか。われわれ日本人は、理想論を説かれると、どうも弱くて、ひれ伏してしまふ。

日本人は、歴史上、本物でないのに、理想論を現実の中で不断に吟味することをせず、「不磨の大典」として崇め奉るといふ経験に事欠かない。

#### 〈資料〉大日本帝国憲法と日本国憲法の比較

——天皇及び自衛についての国民の権利義務——（※は永安付加、ルビ追加）

#### 大日本帝国憲法

##### 第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス（※血統主義で萬世一系）

#### 日本国憲法

##### 第一章 天皇

第一條【天皇の地位・国民主権】

天皇は、日本国の象徴であり日本国統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ  
繼承ス

第二条【皇位の継承】  
皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス（※現まぎま神？  
天皇無答責の原理）

第三条【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】  
天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ（※元首・統治權總覽・立憲君主制）

第四条【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】  
①天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。  
②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ（※立法）

第五条【摂政】  
皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス（※行政、法治主義）

第六条【天皇の任命権】  
①天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命

く。

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

する。  
②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條【天皇の国事行為】

- 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
  - 二 国会を召集すること。
  - 三 衆議院を解散すること。
  - 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
  - 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
  - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を承認すること。
  - 七 栄典を授与すること。
  - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
  - 九 外国の大使及び公使を接受すること。
  - 十 儀式を行ふこと。

第八條 ①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避

第八條【皇室の財産授受】



クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス（※緊急勅令）

②此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ（※勅令の議會承認）

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス（※命令）

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル（※文武官）

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス（※軍統帥）

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス（※宣戰と講和、条約締結）

第十四條 ①天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

※第九条の戦力放棄により、統帥権の規定はない。

②戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム（※治安、戒嚴令）

第十五條 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 ①攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

②攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

日本国民は、どうも自分で自分の国の憲法をよく読まない国民なのではないだろうか。高等学校や大学の入試試験に必要な限りでは、要点のリスト位は読んだかもしれないが、あとは憲法は用済みで、六法全書など自分の家の書棚しまだなにないから、読んだこともないということではないか。

その結果、明治時代の憲法と昭和憲法とを、比較するということ意識いしもなく、やったこともない、という次第となる。かく言う私自信も、普段は、憲法など読まない方である。

ということ、新たに憲法を読んでみた。すると、明治憲法は古臭ふるくさくて、昭和憲法は新しくうんと進んでいる、というイメージは無くなった。自分の小学校時代以来作られ教えられた憲法イメージが、不確かなものと分かった。このノートを書きつつ反省した。

## 1 天皇についての考え

国会で憲法改正論議が進んでいるが、議員諸君は忙しい方々ばかりで、どこまで憲法を理解しておられるのだろうか、疑問に思われる。

憲法で最も喧しく論じられ、意見が対立するのは、国防問題であろうが、しかしその前に、国民の間で、天皇に関する議論が不足していると、私には考えられる。

① 天皇とは誰のことか、いかなる存在か。

② 明治憲法に言うところの「万世一系の天皇」とは、どういう存在であろうか。

③ 「統治する」「統治権を総覧する」とはどういうことか。天皇に主権があるという意味であるのか。総覧とはどういう意味のものか。

④ 昭和憲法にいう「国民主権」というものと、「天皇が統治する」ということとは、どういう関係にあるのか。

⑤ そもそも主権とは何なのか。

⑥ 軍隊の統帥(権)とは何か。

憲法に規定する天皇とは、この他にも、「祭祀」を行う存在である。祭祀とは、どういう内容の行為であるのか。暗黙の伝統として保持し、憲法などに書かない方がよいものかどうか。

天皇はまた、「国事行為」を行うご存在である。「国事行為」という考えの実質は、明治憲法にも存在したが、昭和憲法ではどのように変化したか、しなかったか。私にはそんなに根本的に変化したとは読めない。

## 2 天皇及び国民の権利義務

天皇及び国民の「権利・義務」に関する規定は、どのように理解すべきか。昭和憲法は権利のみを規定し、義務は付け足しのように見えるが、そうなのか。

天皇の権利義務については、どのように規定されているといえるだろうか。この点についても、議論は十分ではないだろうか。天皇陛下はきわめて重大な任務を遂行なさるべき存在であるから、どういう人格をお持ちであり、どういう権利義務を担われるのか、国民は真剣に考えるべきではないか。

## 3 国家自衛の問題

明治憲法では、国軍を持つ大日本帝国という名前の国家として、国家は徴兵の権利（天皇が総覧なさる権利の一つ）を保持し、天皇はその行使を総覧なさる。国民には兵役の義務が課せられた。昭和憲法では、兵役の義務はなくなったのか。

昭和憲法の下でも、陣営の左右にかかわらず、日本という「国家は自衛権を保持する」というところで国民の意見は一致して来ている。

自衛権とは、自衛のための軍隊とその武力行使のみでなく、それ以外に不服従運動など、非暴力・非武

力による自衛的交戦行為も含む総合的な内容のものである。

自衛（権）行為——誰が、いかなる種類の行為を行うか

① 軍事行動——国軍、よゆうへい 傭兵、国際機関軍、テロ行動

② 非軍事的・非暴力行為

(a) 不服従抵抗行動——示威行為、ハンガーストライキなど

(b) 文化的抵抗行為——インターネットなどでの抵抗行為

そこで、その「自衛権の発動に伴う国民の義務」は存在しないのか。存在するというように考えなければ、自衛権の発動はできないだろう。

まさか、日本国民でない者——例えば、傭兵とか国際機関など——が日本の国家を自衛するということはあり得ないだろう。

自衛権の発動は、日本の国家に属する「天皇と日本国民」双方が自らの身心を用いて行うほかならう。ゆえに、双方が一体となり、自衛権の発動に関する権利義務を有するという規定を盛り込まねばならない。

とすると、この点で日本国憲法の今の規定も、改正議論の内容も、ともに不完全ということになる。

今の憲法論は、思わぬ所に検討すべき空白を残しているのではないか。

## (七) 地域共同体造りは可能か——民族移動問題は どうする——

各国家は、人類社会の基本的共有価値——世界公共価値——を明らかにし、人類世界の一員として世界の発展に貢献し、全世界の人道的、平和的な構築に向けて積極的に義務を担う。そのため、「人間のための集団安全保障」(the collective human security of the world)の促進、経済的格差の解消、自由公平な経済取引、人道的な立場から教育と福祉の支援に努力する。

しかし、ここに重大問題が出現する。特に共同体造りに伴う「人の移動」の問題である。これからどうしても増えてくる国家間での人の移動については、無秩序な外国人の受け入れは、お互い国家の秩序を攪乱する恐れがある。

正常な秩序ある移民には門戸を開くが、国民の平和と安全のため外国人の不法滞在は厳禁し、難民の受け入れも慎重に行うものとする。急激な異文化の共存・混住に、未だ人類はよく適応できないからである。

難民については、受け入れるかどうかよりも、むしろはじめから出さないようにするため、国際協力によって、各国の国内安定と発展を促進し、また難民を発生させる国際紛争を解消するための努力を払う方がよい。

人類社会は、ますますいわゆるグローバル時代へと進む。この大勢に逆らうことは日本の生存を危うくする。日本国民の食糧供給一つを取ってみても、孤立主義は祖国の永続的発展に反する。

しかし、日本は、人類社会としての「基本共有価値」を明らかにしながら、欧米の個人主義と自由民主主義に安易に乗るのでもなく、二十世紀に猛威を奮ったマルクスの階級闘争論に立つ社会主義と階級的、闘争的人間でもなく、長い歴史を有する文化を保持し、独自の個性的な国家哲学と生存の在り方を探求したい。

こういうグローバル化と地域個性化とを結合する道を「グローバル」(global)と称するが、われわれ日本国家のこれからの道も当然、この共通性と独自性とを統合する道となる。

今後の人類世界では、地域統合というものが重要な働きを受け持つことになろう。ユーラシア大陸では、二〇〇四年五月を期して、東ヨーロッパのポーランドまで含めた二十七カ国からなる拡大欧州連合が発出した。数年先までに、ルーマニア、トルコというもつと外側の諸国も加入を希望している。

北アメリカ大陸では、アメリカ合衆国とカナダとメキシコがNAFTAを結成し、おそらく南アメリカまで含む経済共同体への構想が浮かび上がるであろう。

しかしアジア地域では、共同体形成は簡単ではない。東アジア大陸——中国(台湾を含む)——及び日本と朝鮮半島が、経済でみる限り一つの共同体を結成する可能性は小さくはない。しかし、EU型の共同体ができる可能性はほとんど無い。なぜなら、EU型の共同体の条件は次の通りであるが、東アジアではその条

件は決定的なところで充たされないのである。

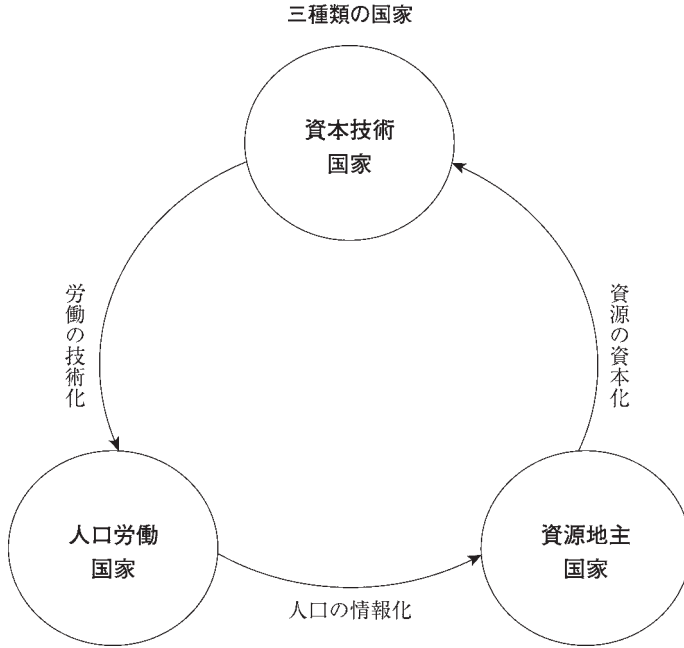
- ① 生活水準・経済力水準において、加盟国の間にあまり大きな格差が存在しないこと。
- ② 政府の財政が大幅赤字でなくほぼ均衡していること。
- ③ 政治的に安定していて、テロとか革命騒動が存在せず、敵国同士というような対立意識が無く、領土と安全保障問題で共同歩調が取れること。
- ④ 文化的、宗教的に、他の加盟国と相互理解が出来る範囲に、多様性の程度が大きすぎないこと。
- ⑤ 特定加盟国からの予想される人口移動が大きすぎないこと。

この条件を東アジアに当てはめてみるとどうか。まず、中国と日本、韓国、北朝鮮との間には、特に中国から日本への急激かつ大量の人口移動が予想され、日本の国家社会の治安と文化的な安定性を崩壊させてしまう危険がある。

EUのような人口の自由な移動を認める共同体は全く形成できまい。日本として可能な道は、人口の自由移動を制限しつつ、生産と販売の自由を認める市場統合くらいが関の山であろう。しかし、それだけでも、東アジアでの共同体作りは利益が大きいであろう。

人類世界の歴史には、時折、曲がり角というものが訪れ、その向こうに平野が開ける。一九九〇年代から急激に様変わりしようとしているので、従来の共栄圏の条件も変わるだろう。一口で言えば、もう一つの





アメリカ合衆国が地球上に現れつつあるということである。すなわち「発展する中国」「肥大化する中国」がそれである。インドも似たような段階に進みつつある。

元来、世界の国家は、経済の面からすると三つの異なる種類、つまり資源地主国家、人口労働国家、資本技術国家という三つに分けられるのだが、その姿と関係が急激に移り変わろうとしているのである。人口と労働の意味が変質してきているのである。

（永安幸正『政治経済学』成文堂、にこの世界の三種類の国家のことを述べたので、ご参照を。）

三つの種類の国家の一つ目は、**資源地主国家**であり、広い国土・海域とそこにおける豊かな資源を占める国家である。その例

は、オーストラリア、ロシア、アメリカ合衆国、ブラジルであろう。中東アラブ地域のイラン、サウジアラビア、イラクなども資源地主国家といえるであろう。

二つ目は、人口労働国家であり、大きな人口・労働からなる国家であり、二十世紀の中国がその典型的な国家である。高い技術を持たず、専ら中級程度の熟練を持つ労働人口が大きいという国家であり、同時に消費人口が巨大であるから、国民の生活水準はなかなか高まらなかった。インドも中国も同様に人口労働国家である。

三つ目は、資本技術国家であり、その例は、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、そして日本であつて、高度の技術を備え、強大な資金力を蓄えている国である。

ところが、今、この種類分けが根本から変わろうとしているのである。特に、人口労働国家が、最も変化している。その理由は、多国籍企業と情報革命にあるのである。

従来、人口というものは、大きいと経済発展に障害となると考えられてきた。物を消費するだけである、物を生産しない、と思われて来た。それには時代背景があつて、人口の大部分の教育程度が遅れていて、農場や工場での生産性が上がらない、という事情であつた。

ところが、今はそういう事情が変化しつつある。人口が大きいということは、大きな消費需要が存在する

ということであり、世界の過剰な生産能力にとっては、それを活用する機会なのである。その生産能力を活用するには、巨大な人口に所得をつけて潜在的な需要を發揮させればよい。ということ、外国の企業が優秀な技術を持って中国に入り、安くて勤勉な人口を労働力に活用し、出来たものを先進国に輸入する。柳井正という人が始めたユニクロは、まさしくこの筋道をつけるものであった。

こうした所から少しずつ、労働者の賃金も上がり、巨大な人口が強大な貧困でなく、巨大な消費需要となり、物を作れば売れる、というルートが出来上がる。

それに輪をかけたのが情報革命である。昔は労働する人が国境を越えて外国へと移動しなければならなかった。しかし今は、資本と技術と情報の方が国境を越えて移動する。日本で設計し、設計図と生産の方法を指令する情報が、無線で、あるいは有線で瞬く間に外国の工場に到達する。そこに勤勉な労働者がいくらでも待ち構えている。

こう考えると、労働力の急激な移動と混乱は回避できないことはないだろう。

ともかく、これまでの「労働者国家は技術が不足し貧しい」という常識が様変わりする。巨大な労働者人口が、巨大な技術者人口になる。中国は、総額で日本を越える消費需要を持つ国となる。こうなると弾みがつくのである。政治体制が安定すれば、二十一世紀、もう一つのアメリカが出現する日は遠くないであろう。アジアの共栄圏・共同体造りは、大規模な労働の移動は無理であるが、情報と技術の移動はむしろ歓迎される。

日本は決してびくびくする必要はない。優れた技術、勤勉さ、情報力を持ては、いくらでも道はあるのである。もちろん、こういう能力と努力を失えば、その国民は没落するであろう。努力は自己責任の問題であり、結果は自業自得なのである。

と同時に、中国、韓国が、これまで日本にたえず要求してきた戦争責任の追及と謝罪について、その政治とマスコミが鉦を収めることである。それなくしては、共同体などというものはとうてい構築できない。これは政治文化の問題であるが、最も緊急の課題であろう。

さらに、共同体の建設に必要な条件は、こうした過去の懸案の解消のみではない。未来に向けての創造的献身という条件が求められる。幸い日本は国民として、経済的な領域でかなり創造的な能力を秘めている。それは、有史以来、外来の文物をまじめに輸入消化し、世界中の優れた物を結合させるといふ努力を続けて来たからである。われわれ日本人は、こういう点に、もつともつと自信をもつべきであろう。

われわれ人間は、神仏ではないから「無からの創造」はできない。歴史の素材——物質と文化情報——と外来の文物を謙虚に学び、統合して創造を行うのである。仕事を、生活を一緒にしたい、という外国が現れるような魅力と力量のある国になることである。この創造性の面で実力を発揮すれば、謝罪問題などは影が薄くなるであろう。

近代の日本は、日英同盟から始まり、日露戦争の終わり頃まではアメリカとも仲良くしたが、その後日本

はアメリカによって仮想敵国かそうていこくにされた。ひ弱よわな間は可愛がるが、強くなると苛められるわけである。その結末が大東亜戦争の敗戦であった。

その後、日米同盟を結んで、アフガンやイラク戦争でも、日本はアメリカの金魚きんぎよの糞ふんなみに行動しているが、ここに来て「同盟関係を緩くし、アメリカカードだけでなく、中国カードを使い分けるべし」というような、自立路線を主張する人々が現れている。

日本には昔から、欧米が好きなくせに、中国に尽きぬ魅力を感じるという「対中国コンプレックス」が存在する。儒教を学んで、儒教の祖国中国は「聖人の国」だという知的風土が江戸時代に二五〇年も続いたから、無理も無い。いわば「中華事実」である。私にも親中国感情は無いとは言えない。大いにある。漢字を使って物を書くと、偉いことを書いてるように錯覚さうかくするくちである。

しかし、そういう対中国関係を大事にしながらも、われわれはさらに世界に目を開いて、全世界との間に地球的な共同体を作らねばならない。日本は地理的には目に見える島国であるが、文化的には島国ではないのである。

これからの共栄圏問題は、結局、人間の問題でもある。物金ものかねの動きだけの問題ではない。そして、人の問題は、歴史の流れの中で、移民問題という面からも十分に考えておかねばならない。それは、お隣の漢民族、古代ローマの帝国の問題に現れている知恵である。後知恵であるが、後知恵こそが肝要かんようなのである。この点、われわれは、異なる民統との豊かな接触せうしよくの歴史を有する巨大民族から、学ばなければならない。

そもそも、日本列島の社会では、単一民族社会であるという神話が、ある意味では真実であり、ある意味では反事実であり、はては嘘である。地方史の紹介で見たように、東北の蝦夷は、異なる民族であった。そこに大和民族が移民し、混交し豊かな文化が育つたのである。

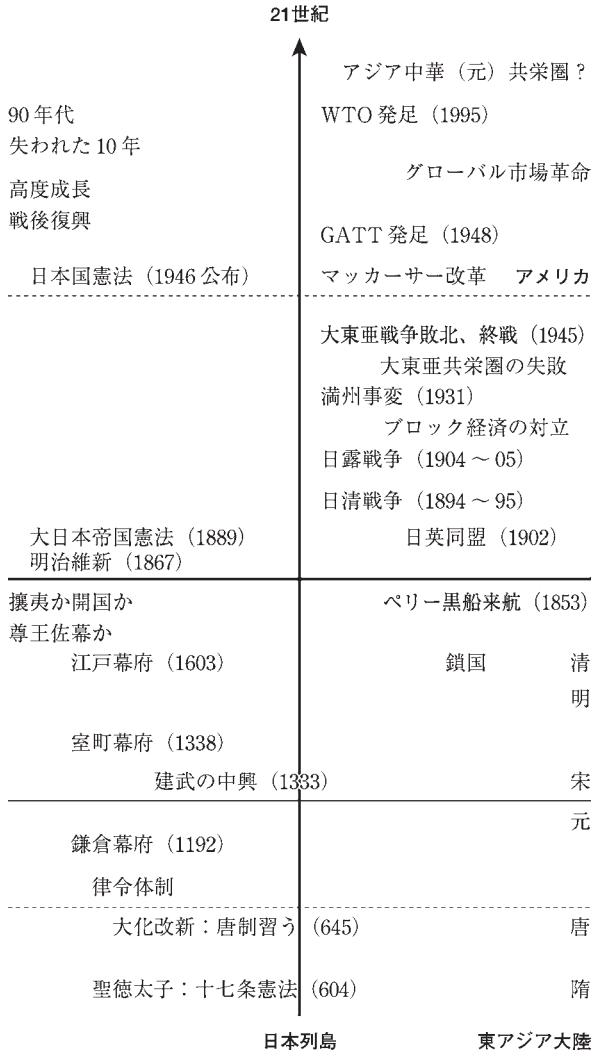
われわれは、単一民族神話にこだわってはならず、それを乗り越えねばならない。

日本は、何度か波があるけれども、移民列島であった。古代においては、外国特に朝鮮半島からの大量の移民・渡来人が列島に移り住んだ。九州や本州の日本海側の各地方は、一々記録は残っていないが、各地にチヨソンの人々が住み着いたことは否定できない。

関東地方の顕著な実例を挙げれば、東京都（武蔵の国・彩の国）から埼玉県（武蔵の国）を通って群馬県（上野）にかけて、八高線——八王子から高崎にいたる鉄道——の沿線には、朝鮮半島由来の地名が幾つもあり、「渡来人」集団の人々が持ち込んだ神社があり、今も大事に住民が護っている。埼玉県の高麗（こま）には高麗神社があり、群馬には多瑚碑というものがあって、渡来人の集団の足跡が伺われる。

また、古代ではないが、そうとう古い歴史をもち、各地に存在して日本社会の食文化の水準を高めているのが中華街である。これは長崎、神戸、横浜が有名であり規模も大きい。中華街には入り口に「以天下為公」（天下を以て公と為す）という看板が掲げられていて、中国文化を主に食の面から豊かにしている。日本の文化との間に、列島起源の「ラーメン」文化という独特のものを生み出している。ラーメンは中国起源

時間の流れと空間への広がり  
—日本史の段階—



ではない。

文化の創造は、異なる系統の文化が出会って新たな結合をすることで生まれる。

現代に時間の尺度を移すと、現代こそ大規模に移民列島になっているのが日本である。在日韓国人・朝鮮人はそれほど大きな文化摩擦は起きないようになったが、数の上では隠然たる勢力となっている。

また、特に、隣の中国から、不法滞在型の移住が激増している。もちろん合法的な、許可を取った滞在者、移民も数多い。

もう一つの移民は、ブラジルなど、かつて日本から出掛けた日本移民の子孫の逆流である。それに加えて、イラン、パキスタンなどのイスラム文化を身につけた人々が、地方の低賃金に耐えながら工場労働者として働いている。これらの人々は、多数であり日本語の教育もままならないから、日本文化に適合しないグループを作りやすい。

問題は、摩擦を起こさないように、言葉と文化の教育、合法的な永住許可などにおいて十分な同化・共存政策を取らないと、無用な摩擦を引き起こすであろう。アメリカやEUの経験を見れば、安易な移民受け入れは好ましくない。

グローバル時代を迎えて、日本列島の歴史は、奈良時代頃の移民列島を再現する段階に入りつつある。昔の外国からの移民は、特に二百五十年間にわたる江戸時代のかっちりした身分制度と文化システムをあって



〔があつた時代には〕、同化吸収が行われた。

だが、今は自由主義だから文化の面での学習は野放しである。犯罪と異文化摩擦を乗り越える戦略を早急に取らないと、犯罪王国、政治混乱などにより、国民社会は分裂の要素を抱え込むことになろう。

異文化という要素は、確かに新結合・創造のための条件である。しかし、それを活かすには、移民の数のコントロールも含め、活かすための風土作りが不可欠なのである。パンでもウドンでも、一種類でなく異なる種類の粉を混ぜ合わせるが、混ぜ合わせ方に知恵が要するという。

（編集注：本稿は故永安幸正教授が二〇〇五年にまとめた、全十二章におよぶ歴史論の一部である。本号掲載の第十章は、六十五号に掲載した分の後半である。）